

令和5年度

江戸川区若年性認知症

就労継続体制整備支援事業

◇目的

この事業は、若年性認知症と診断された65歳未満の江戸川区民（以下「本人」という。）を雇用する法人又は事業所に、本人の雇用を継続するための体制整備に係る費用の一部を助成することによって、本人及びその家族の生活の安定を図ることを目的としています。

◇対象者

以下の要件の①から⑥、全てを満たす法人又は事業所が対象です。

- ① 本人を、常用雇用労働者（※1）（※2）、短時間労働者（※3）又は特定短期時間労働者（※4）として雇用していること。
- ② 本人との雇用契約が、本人が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）を取得する以前から結ばれていること。
- ③ 本人が、交付申請を行う年度内に初めて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。
- ④ 本人が、法人又は事業所との雇用契約の継続を希望していること。
- ⑤ 本人が、この要綱による助成金の給付申請及び江戸川区への個人情報提供に同意していること。
- ⑥ 前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと。

（※1）常用雇用労働者とは、雇用契約の形式を問わず、1週間の所定労働時間（以下「週所定労働時間」という。）が20時間以上の労働者であって、雇用期間が次に掲げるいずれかの要件に該当する労働者をいう。

ア 契約期間の定めがなく雇用されている労働者又は雇用期間の定めのない雇用契約を結ぶことが予定されている試用期間中の労働者

イ 契約期間の定めがある労働者であって、雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれる労働者

ウ 契約期間の定めがある労働者であって、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者

（※2）短時間以外の常用雇用労働者 常用雇用労働者のうち、週所定労働時間が30時間以上の労働者をいう。

（※3）短時間労働者 常用雇用労働者のうち、週所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の週所定労働時間よりも短い労働者であって、週所定労働時間が20時間以上30時間未満である労働者をいう。

（※4）特定短時間労働者 雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれる労働者又は過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者であって、週所定労働時間が10時間以上20時間未満である労働者をいう。

◇交付金額

助成金の交付額は、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定める額に、本人が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた以前に雇用されていた月数を乗じた金額とする。

※ただし、雇用期間として乗じる月数は最大10カ月とする。

- (1) 本人が短時間以外の常用雇用労働者である場合 27,000円
- (2) 本人が短時間労働者である場合 13,500円
- (3) 本人が特定短時間労働者である場合 7,000円

◇申請期間

令和6年3月31日締め切り

本事業の交付申請を行う年度内に初めて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。

◇申請・提出方法

申請は法人又は事業所単位で一括して提出してください。

※申請ご希望の場合は、下記問い合わせまで事前にご連絡ください。

◇提出書類

- ・江戸川区若年性認知症就労継続体制整備支援事業助成金交付申請書（第1号様式）
- ・就労証明書（第2号様式）
- ・雇用契約書の写し（勤務開始日及び雇用形態が確認できるもの）
- ・個人情報の利用に係る同意書（第6号様式）
- ・精神障害者保健福祉手帳の写し
- ・前年度法人住民税及び法人事業税の納税証明書（都道府県税事務所発行のもの）

★若年性認知症相談支援窓口★

若年性認知症について何でもご相談ください！認知症地域支援推進員がお手伝いします！

もの忘れなどが出現しても年齢が若いため、医療や相談等につながりにくく、働き盛りの世代のため、ご本人だけでなくご家族の生活にも影響が大きいと考えられます。抱え込まず、まずはこちらの窓口までご相談ください。

【相談（面談）内容】 社会保障制度、認知症への対応、就労支援、医療情報、社会資源…等々



西葛西熟年相談室なぎさ和楽苑
メール QR コード

問い合わせ先：西葛西熟年相談室なぎさ和楽苑

住 所：江戸川区西葛西8-1-1

電 話：03-3675-1236 Fax：03-3675-6567

✉：jyakunenninntisyou@tokyoeiwakai.or.jp

9時～18時/月～土（日・祝・年末年始は休み）



江戸川区ホームページ

【問い合わせ・提出先】

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係（江戸川区役所2階2番）

電 話 03-5662-0032

受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土日・祝日を除く）